

## 自主共済の適用除外、最近の立法化をめぐる情勢について

### 1. 新保険業法問題の経過の概要

2005年5月、共済の名前を借りた無認可保険業者（いわゆる「ニセ共済」）から消費者を保護することを目的として新保険業法が制定した。適用除外団体は限定列挙され、その他は政省令に委ねられた。助け合いの自主的な共済などもニセ共済と同様に、「保険業」とされ、法の適用対象となった。

懇話会やNPO団体、各県の自主共済団体の中には、会員・加入者の切実な「声」を集めたり、25万筆に及ぶ署名を集めて、新保険業法の適用除外を訴えたが、切実な声は反映されないまま、2006年4月1日、新保険業法は施行された。

2008年12月には、「当分の間」運営できるとされていた公益法人団体にも「適用対象」が拡大され、問題がさらに広まることとなった。

### 2. 懇話会等による適用除外運動の近況

2009年12月25日 金融庁「共済事業の規制のあり方に係る検討について」を発表

2010年2月9日 保団連、知的障害者互助会などが金融庁のヒアリング。

3月11日 懇話会の国会要請行動。

4月2日 亀井金融大臣と懇話会4団体、知的障害者互助会他が面談し要請。

4月7日 大塚副大臣が保団連、知的障害者互助会等を金融庁に招く。

冒頭陳謝し、今後の対応、対策の基本的な内容、規制・監督の導入等について説明された。（資料 - 『今回の措置の概要』参照）

4月14日 金融庁政策会議を開催。

### 3. 4月7日の大塚副大臣の説明と、法改正の基本的な考え

今回の措置の目的

新保険業法によって、自主共済などが「不安定な立場におかれた皆様を安心して継続していただけるようにする」ための方策を検討した。

法案の位置づけ

既存の団体（自主共済）の共済事業の将来的な位置付けについては、制度共済や公益法人制度改革の定着なども見極めながら、改めて（時間をかけて）整理する必要がある。

「当分の間」は、今回の措置法で対応する。今国会で成立させたい。

規制を設ける理由

共済であっても、契約者保護の立場から、一定の規制・監督を課すこととする。

現行の制度共済の例等を参考に、保険合法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に

則した監督を行う。

「制度共済の例等を参考に」するとしているが、一律ということではない。自主共済の実態にあった内容を検討したい。

対象となる団体、要件など

- 要件 1) 平成 17 年の保険業法改正時(05 年制定時)に共済を行っていた団体であること
- 2) 一定の要件に該当するもの
- 3) 当分の間
- 4) 行政庁の認可を受けて

「認定特定保険業者」(仮称)への規制の内容

これらの要件を満たし、認可を受けた者(「認定特定保険業者」)には、一定の規制を設ける。(責任準備金や支払い準備金、保険計理人の関与、財務報告、立ち入り検査、保険募集ルール等々、少額短期保険業的な規制の例示がなされている。)

公益法人であった認可特定保険業者については、引き続き旧主務官庁が監督する。

「一定の要件」や、規制・監督ルールの詳細などは政省令で規定する。

#### 4. 4月14日の金融庁政策会議における説明と、認定要件の追加について

4月14日(水)に金融庁政策会議が開催され、措置法についての説明が行われた。

なお、参加議員によると、措置法の認可要件として、法人格を取得することが追加されているとのことであった。

- 要件 1) 平成 17 年の保険業法改正時(05 年制定時)に共済を行っていた団体で、一般社団法人又は一般財団法人であること( **一般法人であることが追加** )
- 2) 一定の要件に該当するもの
- 3) 当分の間
- 4) 行政庁の認可を受けて

#### 5. 措置法の問題点

適用除外の要求について

懇話会では、適用除外を求めて、法改正や、適用除外団体を定めた政省令に追加などの対応を求めてきた。

新保険業法の制定前には、専門家が参加する金融審議会の最終報告でも、「構成員が真に限定されるものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべきと考えられる」とされていた。また、当時の金融大臣も国会で同様の答弁を行っていた。

認可要件と、規制・監督について

今回の措置法では、いくつかの認可要件や、規制・監督ルールを新たに導入としている。自主共済は様々な分野で社会に広く根ざしており、その存在は多岐に渡る。

一律に制度共済や少額短期保険業と同一の基準を課すことは、実態にそぐわない。

詳細は政省令に委ねられている

「一定の要件」や、規制・監督ルールの詳細などは政省令に委ねられている。

新保険業法では、適用除外に追加する団体は、法成立後の政省令で定められたため、今日のような事態に追い込まれることとなった（2005年12月28日政省令公表）

今回の措置法においても、認可要件等の詳細は、各団体の存続に大きく影響を与えるものである。今回の対応が新保険業法の瑕疵をあらためることであるならば、また、新たな瑕疵を生み出すことがないようにすることが求められる。

## 6. 懇話会の今後の対応

この間、懇話会の主張を受け奮闘された各党国会議員に、今日の到達点を伝えるとともに、更なる協力を求めよう。

「お互い助け合いの共済が継続して事業ができるように」と奮闘されている亀井大臣を激励し、各団体の会員・加入者の切実な「声」や署名、自治体意見書運動をさらに広げよう。

（自治体意見書 225 - 4/14 現在）

社会に広く根付く自主共済団体は、懇話会や互助会の他にも多数存在する。県単位で活動する団体もあり、地域懇話会への参加をさらに広め、運動を発展させよう。